

2020年6月11日

横浜刑務所長

駒込琢磨殿

神奈川県弁護士会

会長 剣持京助

警告書

当会は、申立人の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

警告の趣旨

横浜刑務所において服役していた申立人について、横浜刑務所がH I V一次検査を実施したところ、陽性であることが判明したが、横浜刑務所は、申立人に直ちに検査結果を告知し、二次検査を実施すべきであったにもかかわらず、採血後一年以上検査結果を告知せず、二次検査を実施せず、申立人は、早期に治療を開始することができなかった。

申立人に対する上記処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条、憲法第13条、憲法第25条により保障された社会一般の保健衛生及び医療水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を受ける申立人の人権を侵害するものであり、今後、上記のような人権制限を行わないように警告する。

警告の理由

別紙調査報告書のとおり

以上

2020年6月11日

東日本成人矯正医療センター所長

奥村雄介 殿

神奈川県弁護士会

会長 剣持京助

警 告 書

当会は、申立人の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

警告の趣旨

八王子医療刑務所（現、東日本成人矯正医療センター）は、H I V検査のために横浜刑務所で採血された申立人の血液についてH I V一次検査を実施したところ、陽性であることが判明したため、速やかに東京都保健局に二次検査を依頼すべきであったが、検体送付用のジュラルミンケースの購入を失念し、ジュラルミンケースの購入を失念したことに気付いた後も、早急にジュラルミンケースを購入するための措置を講じず、他の医療機関での二次検査を勧めることもなかったため、申立人は、早期に治療を開始することができなかった。

申立人に対する上記処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条、憲法第13条、憲法第25条により保障された社会一般の保健衛生及び医療水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を受ける申立人の人権を侵害するものであり、今後、上記のような人権制限を行わないように警告する。

警告の理由

別紙調査報告書のとおり

以上

令和2年4月21日

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 剣 持 京 助 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 千 木 良 正

上記事件につき、調査の結果を次の通り報告します。

第1 申立の概要

1 横浜刑務所に対する申立について

申立人は、平成25年4月16日、横浜刑務所においてHIV検査のための採血を受け、同年4月22日、一次検査を実施した八王子医療刑務所から横浜刑務所に結果が陽性であったことが通知されたが、一次検査の結果は申立人に告知されず、二次検査も実施されなかった。

申立人は、平成26年6月10日に C 病院でHIV検査を受け、投薬治療を受けられるようになったが、同年6月23日、悪性脳リンパ腫の可能性が指摘され、同年6月27日、AIDS(後天性免疫不全症候群)を発症したことが明らかになった。

申立人は、平成25年4月16日の採血実施後、早期に適切な治療を受けることができれば、AIDSの発症を抑えることができたはずであるにもかかわらず、適切な医療上の措置を受けられなかったこと、及び採血から1年以上検査結果を告知されず、治療もされず、不安な状態で放置されたことは人権侵害にあたるため、救済を求める。

2 八王子医療刑務所に対する申立について

八王子医療刑務所は、本来であれば、早急に検査結果を出すべきであるところを、1年以上放置して、その間、徒に申立人の症状を悪化させた。もし、早期に申立人のHIV感染が判明していれば、すぐさま治療を始めることができ、AIDSを発症することはなかったため、救済を求める。

(注)八王子医療刑務所は平成30年1月に東日本成人矯正医療センターに移転されているが、本調査報告書では、「八王子医療刑務所」として呼称することとする。

第2 当事者の主張

1 申立人の主張

(1) 申立人は、平成21年2月17日に逮捕され、平成23年2月10日、懲役13年の判決が確定し、同年4月15日、横浜刑務所に入所した。

申立人は、横浜刑務所入所後、体調がすぐれなかったこと等からHIV検査を受けることを思い立ち、平成24年12月、刑務所巡回診察の際、准看護師に対し、口頭でHIV検査を受けることを申し出たが、准看護師からは、「ちょっと待ってて。時間かかるよ。」と言われ、その後も准看護師に対し、数回、口頭でHIV検査を申し出たが、なかなか検査してもらえなかった。

申立人は、平成25年3月1日、他の疾病の検査のために採血された際、医師に対し、HIV検査を受けることを口頭で申し出たところ、願箋を書くよう言われたため、同年3月5日、HIV検査を希望するとの願箋を出したところ、約2週間後、HIV検査に関する同意書を書かされた。

平成25年3月15日、申立人は、同年3月1日に受けた採血の結果について、「B型肝炎耐性ウイルスがある。白血球が2,400しかないが、これまで少ないと言われたことはないか。」と医師から言われた。申立人は、白血球が少ないことについて、再検査すると言われたが、その後、再検査はなかった。

平成25年4月16日、申立人は、横浜刑務所において、HIV検査のために採血

され、採血された血液は、八王子医療刑務所に送付され、八王子医療刑務所において、第一次抗体検査が行われた。

同年4月22日、申立人の血液の第一次抗体検査の結果が陽性であったことが、八王子医療刑務所から横浜刑務所に通知された。

申立人は、1、2週間後、巡回診察の看護師に対し、HIV検査の結果を尋ねたが、「ちょっと待って。」と言われ、検査結果を教えてもらえなかった。

申立人は、その後も、週2回の巡回診察のたびに、HIV検査の結果を尋ねたが、八王子医療刑務所からの回答がないと言われ、検査結果を教えてもらえなかった。

申立人は、工場担当の刑務官から、検査結果の教示を求める願箋を書くよう言われ、平成25年10月22日、横浜刑務所に対し、HIV検査結果の回答を求めるため、「教示願」という願箋を提出し、同年10月29日、看護師から、「八王子医療刑務所に二次検査の器材がないため検査が止まっている。」と言われたが、この回答はあくまで内部的なものであり、正式な回答ではないと言われた。

その後、申立人は、上記願箋に対する横浜刑務所からの回答として、「願箋は受領したが、回答は保留にする。」と口頭で伝えられた。

このころ、申立人は、申立人の血液は冷凍保存しているため、再採血の必要はないと聞かされた。

申立人は、看護師から、検査結果の回答がないのは一次検査が陽性だったからかもしれないと言われたこともあり、HIVの治療をするか、外部での検査を受けられるようにしてほしいと申し出たが、治療も検査もしてもらえなかった。

- (2) 申立人は、平成26年3月7日、HIVの検査結果の教示と治療又は検査を求める願箋を出した。

同年3月28日、上記願箋について、横浜刑務所から、「君からの採血を八王子医療刑務所へ検査依頼の提出後に、東京都における第二次抗体検査の取扱要領が変更となったため、君の血液を冷凍保管し、変更に伴う容器の確保等準備に多くの時間を要してしまったと八王子医療刑務所から連絡がありました。」、「本年3月に

なり八王子医療刑務所から、準備が整ったとの連絡があり、君の第二次抗体検査については、八王子医療刑務所で長期に冷凍保管していた血液の再使用は出来なくなってしまうことから、第一次抗体検査から実施したいと依頼がありました。」「検査が遅れ、不安を抱かせてしまいました」との回答があった。

平成26年4月1日、横浜刑務所において、申立人について、HIV検査のための採血がなされた。同年4月9日、一次検査の結果が陽性であったことが、八王子医療刑務所から横浜刑務所に通知された。

平成26年6月10日、申立人は医務に呼ばれ、同年4月1日の採血の結果について、HIVの一次検査が陽性であったことと、二次検査について八王子医療刑務所からの回答はないことを告げられた。

同日、横浜刑務所は、申立人を受け入れてくれる医療機関を探し、申立人は C 病院でHIV検査を受けた。

C 病院でのHIV一次検査の結果は陽性であり、同日、申立人は、予防的な薬を処方され、同年6月16日、再度、C 病院で受診することが決まり、一旦、横浜刑務所に戻った。

同年6月16日、申立人は、C 病院でのHIV二次検査の結果、陽性であることが確定し、本格的な投薬治療が始まった。このときのCD4の数値は15であった。

申立人は、同年6月19日から足が麻痺し、足の自由がきかなくなり、同年6月21日には体全体が動かさなくなり、食事もとれなくなった。

横浜刑務所の医師と看護師は、申立人の体が麻痺しているのはHIVのせいなのではないかと心配していたが、同年6月23日の定期通院日まで待つよう言われ、それ以上は対処してくれなかった。

- (3) 平成26年6月23日、申立人は、HIV治療の定期通院のため、C 病院に赴いた。その際、身体の麻痺についても調べるため、MRI検査を受けたところ、脳内に悪性リンパ腫が発見された。

申立人の悪性リンパ腫について、横浜刑務所は、他の施設か八王子医療刑務

所で治療を受けさせると言っていたが、C 病院の医師が、C 病院でリニアック(放射線治療)を受けたほうが良いと言ってくれて、同日、C 病院に入院することになった。

同日、放射線科の医師から、平成26年7月24日まで40ベクレルを20回照射するリニアックを実施する予定であるとの説明を受けた。また、入院承諾書には、3週間から3か月入院予定と記載され、医師からは、自立歩行ができるまで入院する、リハビリのため同年8月ころまで入院することになると言われた。

入院中、申立人のCD4の値が低下していたため、感染を懸念し、申立人には個室のクリーンルームが与えられた。

- (4) 申立人は、平成26年7月14日、C 病院を退院し、退院後はリニアックのため平日は毎日横浜刑務所から C 病院へ通院し、当初予定していた放射線治療回数は終了させた。そして、平成26年8月11日、八王子医療刑務所に移送された。
- (5) 申立人は、平成25年4月16日の採血実施から、平成26年4月の再検査実施、結果の告知までの間、HIV検査の結果が陽性であったという検査結果の回答の遅延により、適切な医療上の措置を受けられなかったため、AIDS(後天性免疫不全症候群)を発症したことは人権侵害にあたるため、救済を求める。

2 相手方らの主張

相手方らに対する照会結果及び申立人と国との間における訴訟記録によれば、相手方らの主張は以下のとおりである。

- (1) 平成25年5月中旬ころ、八王子医療刑務所では、一次検査で陽性となった検体(血液)については、東京都保健局に二次検査を依頼していたため、同所担当職員Aは同保険局に連絡したところ、同保険局から、検体送付の運用に関する取扱い(通達)が変更となっており、検体はジュラルミンケースで送付するようにと指示された。八王子医療刑務所は、従前は、発泡スチロールで検体を送付しており、検体を送付するために適したジュラルミンケースがなかったため、申立人の検体を冷凍保存するとともに、横浜刑務所担当者Bにその旨を伝えた。

そして、八王子医療刑務所担当者Aは、まず検体の取扱方法が変更となったこ

とを確認する必要があると考え、同保険局に根拠通達の送付を依頼したところ、同年7月になり、同通達が送付されたことから、ジュラルミンケースの種類や数量を決めたものの、物品購入を所管する用度課に必要書類(物品取得請求書)を提出しているものと錯覚したとの理由により、必要書類の作成を失念した。

- (2) 平成25年12月ころ、八王子医療刑務所担当者Aは、横浜刑務所担当者Bから申立人の二次検査について尋ねられたため、八王子医療刑務所用度課職員にジュラルミンケースはどうなっているのかと購入手続の結果を確認したところ、物品取得請求書が提出されていないとの回答であり、これにより同担当者Aはジュラルミンケースの購入手続を失念したことに気付いた。

しかし、同担当者Aは、同所用度課職員に対して、二次検査のためにジュラルミンケースの購入が早急に必要であることは伝えないまま、一般的な話として、これから物品購入を依頼すれば、平成25年度中に購入できるかを尋ねたところ、同用度課職員から難しい旨回答されたため、横浜刑務所担当者Bに対してジュラルミンケースの準備ができていない旨を回答した。

また、その際、八王子医療刑務所担当者Aは、二次検査について、早急に実施しなければならないとの認識はなく、検体を冷凍保存しているから、一次検査から二次検査まで1年以上経過しても構わないと考えていた。

- (3) 平成26年3月ころ、八王子医療刑務所担当者Aと横浜刑務所担当者Bが電話中に、申立人の二次検査について話が及んだため、横浜刑務所担当者Bが検体の保存期間が長期化していることについて、「本当に大丈夫ですかね。」と申し向けると、八王子医療刑務所担当者Aはそれに不安を感じたため、横浜刑務所担当者Bに対し、「仕切り直しという意味で、再度一次検査をやろう。」と申し向け、再度、一次検査からやり直すこととなった。

そして、平成26年4月1日、横浜刑務所で再度申立人の採血を行い、これを八王子医療刑務所に送付し、同年4月9日、八王子刑務所から横浜刑務所に申立人の一次検査の結果が陽性である旨通知した。

- (4) 平成26年4月10日、横浜刑務所医師が申立人を診察したところ、申立人に発熱(37.8度)及び咳を認め、休養としたが、申立人の病状に改善が見られず、同年4月21日、同刑務所医師が申立人を診察したところ、申立人は同年3月17日から風邪の症状があり、スパイク型熱型(体温が一定せず、上下する状態)や咳が続いているため、AIDS指標疾患の一つであるカリニ肺炎(ニューモシチス肺炎)の可能性も疑い始めたが、八王子医療刑務所からの二次検査の結果を待つこととなった。

平成26年6月10日、横浜刑務所医師は、申立人から継続的な微熱、めまい及び体重減少(5キログラム)等の訴えがあったため、申立人の体調悪化を考慮し、二次検査の結果を待たずして、申立人に対し、一次検査の結果が陽性であったことを告知し、同日、申立人は、C病院で受診したところ、HIV感染症が見込まれるため、カリニ肺炎(ニューモシチス肺炎)予防のための内服薬治療が開始となった。

平成26年6月16日、申立人は、C病院で受診し、血中のCD4陽性Tリンパ球数(以下、「CD4数」という。HIV感染症により障害を受けた患者の免疫力を反映する指標となる。通常CD4数が200cells/ μ Lを下回るようになると種々の日和見疾患を併発しやすくなり、AIDS指標疾患を合併するようになる。)が15個/ μ L【基準値500~1000個/ μ L(700~1500個/ μ Lとする文献もある。)】、HIVウイルス量(HIV-RNA量)12万コピー/mL【基準値400コピー/mL未満(測定方法や文献によってやや数値が異なる。)】でHIV感染症であるとの確定診断がなされ、同年6月17日から抗HIV薬の内服薬治療が開始された。

- (5) 平成26年6月21日、申立人は横浜刑務所看護師に対し、数日前から右側の力が入りにくいと訴えたが、会話は普通に行っており、臥位から座位もスムーズに行っていたことから、経過観察になったところ、同年6月22日、申立人は居室内で転倒し、同刑務所看護師が状態を確認すると、申立人の右上肢の動きが鈍く、ろれつ困難な様子で話をし、さらに昼食も摂取できなかったため、宅直の医師に報告の上、エンシュア(経口的食事摂取が困難な場合の経管栄養補給の食品)を処方した。

平成26年6月23日、横浜刑務所医師が申立人を診察したところ、申立人の右

上下肢がほとんど動かない状況であり、さらに、申立人から2週間くらい前から右半身に力が入らないとの訴えがあったことから、C 病院で受診させたところ、頭部MRI 検査の結果、左基底核に4センチメートル大の腫瘍が認められ、悪性リンパ腫の可能性があったことから同病院に入院となり、放射線治療等が開始された。

平成26年7月14日、申立人の腫瘍が縮小し、治療効果が認められるなど、病状に改善が見られたため、申立人は C 病院を退院した。

その後、同年7月25日までの間、横浜刑務所は申立人に定期的に C 病院を受診させ、放射線治療を実施させた。

- (6) 申立人に対するHIV検査の結果を告知するまでに約1年2月を要したが、HIV一次検査の結果は0.1%程度の確率で偽陽性が出る可能性があり、その結果告知による感染者への精神的不安も決して小さくないのであるから、横浜刑務所において、HIV一次検査で陽性であったとしても、その結果を申立人に告知する義務は認められず、その結果を保留し、二次検査の結果を待って告知する方針に不合理な点はない。

- (7) 平成25年4月時点の申立人のCD4数は不明であるから、「当時の申立人に治療の必要性があったか否か」、また、「どの時点で治療の必要性があったのか」を正しく判断することは不可能である。

悪性脳リンパ腫は、病状出現からの進行が早く、早期の診断や治療が困難とされており、また、悪性脳リンパ腫が発生する確率は、抗HIV療法を6か月以上行っていた群で2.0パーセントが発症し、その一方で抗HIV療法を受けていない群でも1.2パーセント又は1.7パーセントが発症するとの研究結果からも明らかにおり、悪性脳リンパ腫の発症は、抗HIV療法の有無にかかわらず、ほぼ同確率で出現するのであるから、HIV二次検査を怠ったため、悪性脳リンパ腫となり、AIDSを発症したと断言することは相当ではない。

したがって、HIV二次検査の未実施とAIDS発症との因果関係は明らかではない。

(8) 申立人は、1回目のHIV検査からその結果の告知日(平成26年6月10日)まで、約1年2か月の期間を要しているが、その間、横浜刑務所では、少なくとも2回(平成25年10月29日及び平成26年3月28日)、申立人に二次検査が遅延している理由を説明しており、しかもその説明の内容は、「ジュラルミンケースがないために二次検査ができていない」、「東京都における第二次抗体検査の取扱要領が変更となったため、君の血液を冷凍保管している」というものであるから、その段階で申立人に対し、一次検査の結果を暗に伝えていたものと言える(二次検査が必要であることは、一次検査で陽性であったことになる。)

このように申立人に事実上一次検査結果が告知されていたことや、結果としてHIVに感染している旨告知を受けていることから、その告知の時期の違いによって大きな精神的苦痛が発生するとは認められない。

第3 当委員会の判断

1 当委員会が認定した事実(HIV一次検査からAIDS発症までの経緯)

平成25年4月16日、申立人は、横浜刑務所において、HIV検査のために採血され、横浜刑務所は、申立人の血液を八王子医療刑務所に送付し、第一次抗体検査が行われた。

同年4月22日、申立人の一次検査の結果が陽性であったことが、八王子医療刑務所から横浜刑務所に通知されたが、八王子医療刑務所が東京都保健局に二次検査を依頼するにあたり、検体送付用のジュラルミンケースがなかったため、検体を冷凍保存し、横浜刑務所にその旨連絡した。

その後、八王子医療刑務所ではジュラルミンケースを購入する予定であったが、担当者が用度課に物品取得請求書を提出するのを失念し、平成25年12月ころ、横浜刑務所からの問い合わせで、八王子医療刑務所の担当者はジュラルミンケースの購入手続を失念したことに気付いたが、早急に購入することはせず、横浜刑務所には、ジュラルミンケースの準備ができていない旨回答した。

平成26年4月1日、横浜刑務所は再度申立人の採血を行い、同年4月9日、八王子医療刑務所より一次検査の結果が陽性であったことの通知を受けたが、申立人に対し、一次検査結果陽性の告知をしなかった。

横浜刑務所は、その後、申立人の体調が悪化したため、二次検査の結果を待たず、横浜刑務所医師が申立人に一次検査の結果を告知し、平成26年6月16日、C 病院を受診した。

申立人は、C 病院では、CD4数が15個／ μ L【基準値500～1000個／ μ L(700～1500個／ μ Lとする文献もある。)】、HIVウイルス量(HIV-RNA量)12万コピー／mL【基準値400コピー／mL未満(測定方法や文献によってやや数値が異なる。)】でHIV感染症であると確定診断された。

申立人は、平成26年6月16日から本格的な投薬治療を開始したが、同年6月23日、悪性脳リンパ腫の可能性が指摘され、同年6月27日、AIDS(後天性免疫不全症候群)を発症したことが明らかになった。

2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条では、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保険衛生及び医療水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」と規定されている。

受刑者が収容施設において、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置を講じられなければ、受刑者の生命の安全、身体の健康は保護されず、同法56条に違反し、受刑者個人の尊厳(憲法第13条)及び生存権(憲法第25条)を侵害することとなる。

3 横浜刑務所の人権侵害性について

(1) 一次検査後の告知の要否について

横浜刑務所は、平成25年4月22日と平成26年4月9日にそれぞれ一次検査陽性の結果を知った後も、一次検査では偽陽性が出る可能性があり、その結果告知

による感染者への精神的不安は決して小さくないのであるから、一次検査で陽性であったとしても、その結果を申立人に告知する義務は認められず、その結果を保留し、二次検査の結果を待って告知する方針に不合理な点はないとして、平成26年6月10日まで申立人に検査結果を告知・説明しなかった。

また、横浜刑務所は、少なくとも2回（平成25年10月29日及び平成26年3月28日）、申立人に二次検査が遅延している理由を説明しており、しかもその説明の内容は、「ジュラルミンケースがないために二次検査ができていない」、「東京都における第二次抗体検査の取扱要領が変更となったため、君の血液を冷凍保管している」というものであるから、その段階で申立人に対し、一次検査の結果が陽性であったことを暗に伝えており、結果としてHIVに感染している旨告知を受けていることから、その告知の時期の違いによって大きな精神的苦痛が発生するとは認められないと主張している。

しかし、日本エイズ学会・日本臨床検査医学会の標準推奨法である「診療におけるHIV-1/2感染症の診断ガイドライン2008」によれば、一次検査の結果の取扱いにおいては「保留」は「陽性」と同等に取り扱うことを推奨されており、一次検査結果が「陽性」又は「保留」の場合には、本人への結果とその意味（偽陽性の可能性を含む）を十分に説明の上、確認検査を実施することとされている。

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センターのホームページ「HIV感染症の告知について」においても、「告知の際に伝えること」として、「現在の状況（「確認のための追加検査が必要」なのか「HIVに感染している」のか）」と記載しており、偽陽性の場合にも一次検査結果を告知することが前提とされている。

また、「保健所等におけるHIV即日検査のガイドライン」によれば、即日検査で要確認検査とされた場合、当日検査後10～30分の時間で「今回の検査では結果が確定できなかったため、別の検査法による確認検査が必要なことと、結果を聞くために再度の来所が必要なこと」「万が一HIV陽性だった場合への準備のための

情報提供」「具体的にはHIV感染とエイズの違い、治療が可能なことや治療費の目安、これまでの生活が治療により可能なこと、確認検査の結果が出るまでの間にも利用可能な相談窓口があること」等を伝えることとされている。

したがって、平成25年4月22日及び平成26年4月9日当時、HIV検査の標準推奨法では一次検査の結果を直ちに本人に告知・説明することとされていた。

さらに、医療法1条の4第2項は、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」と定めており、検査結果の告知・説明が、社会一般の保険衛生及び医療水準に照らし必要とされる適切な保健衛生上及び医療上の措置にあたることは明らかである。

とりわけ一次検査で偽陽性となる可能性は0.1%程度であり、偽陽性の可能性がほとんどないことを考慮すると、一次検査陽性の結果を告知すべき必要性は高い。

本件では、横浜刑務所は平成25年4月22日及び平成26年4月9日に申立人のHIV一次検査陽性結果を把握したのであるから、社会一般の医療水準に照らすと、同日直ちに申立人に対して検査結果を告知・説明すべき義務を負っていた。

そのため、平成25年4月22日と平成26年4月9日にそれぞれ一次検査陽性の結果を知った後、直ちに申立人に検査結果を告知・説明しなかった横浜刑務所の対応は、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置を講じていたとはいえない。

よって、かかる横浜刑務所の対応は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条に違反し、申立人の個人の尊厳(憲法第13条)及び生存権(憲法第25条)を侵害するものである。

また、申立人は結果として陽性であったが、偽陽性の可能性があるのであれば、偽陽性の被検査者を除外し、陽性かもしれないという不安を除去するため、偽陽性の被検査者についても、直ちに検査結果を告知し、速やかに二次検査を実施

すべきであった。

その意味でも、横浜刑務所の対応は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条違反である。

(2) 八王子医療刑務所への二次検査催促の要否について

横浜刑務所は、平成25年4月22日に八王子医療刑務所から申立人の一次検査の結果が陽性である旨通知されたが、同年5月中旬ころ、東京都福祉局に二次検査を依頼する際の検体送付用のジュラルミンケースがないことを知らされた後は、同年12月ころまで、八王子医療刑務所に二次検査の実施に関して問い合わせをしておらず、その後も漫然と八王子医療刑務所からの連絡を待ち、早期に二次検査を実施するよう催促することも、他の医療機関に検査を依頼することもなかった。

「抗HIV治療ガイドライン」と「HIV感染症治療の手引き」は、HIV感染症の最新の治療ガイドラインであるが、「抗HIV治療ガイドライン」によると、「CD4数に関わらずすべてのHIV感染者に治療開始を推奨する。」とされ、平成24年4月当時の「HIV感染症治療の手引き」でも、「抗HIV療法はすべてのHIV感染者に推奨される。」とされている。

そのため、社会一般の医療水準に照らすと、すべてのHIV感染者は、CD4数に関わらず、直ちに治療開始されなければ、適切な医療上の措置が講じられたことにはならない。

本件では、横浜刑務所は、平成25年4月22日に申立人がHIVに感染している可能性があることを知りながら、八王子医療刑務所に二次検査を催促することも、他の医療機関に検査を依頼することもなく、申立人が直ちに治療開始する機会を奪っているため、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置が講じられたとはいえず、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条に違反している。

さらに本件では、申立人は、平成25年4月22日時点のCD4数は不明であるため、どの時点で治療開始すれば申立人のAIDS発症を回避できたのかということ

は明らかではないが、平成25年4月22日当時、AIDSを発症していなかったのであるから、早期に二次検査を実施し、治療開始していれば、AIDS発症を回避できた可能性は否定できず、申立人の権利侵害の程度は深刻である。

4 八王子医療刑務所の人権侵害性について

八王子医療刑務所は、遅くとも平成25年4月22日までには申立人が一次検査の結果、陽性であることを把握し、平成25年5月中旬ころ、東京都保健局に二次検査を依頼するにあたり、検体送付の運用に関する取扱い(通達)が変更となり、ジュラルミンケースで送付することを指示された後、東京都保健局から根拠通達を取り寄せ、同通達を確認した同年7月にジュラルミンケースを購入することを決めた。しかし、八王子医療刑務所の担当者が購入手続を失念し、同年12月ころ、横浜刑務所から申立人の二次検査について問い合わせを受け、漸く購入手続を失念していたことに気付いた。

しかし、八王子医療刑務所の同担当者は、同所用度課職員に対し、二次検査のためにジュラルミンケースの購入が早急に必要であることは伝えないまま、一般的な話として、これから物品購入を依頼すれば、平成25年度中に購入できるかを尋ね、同所用度課職員から難しい旨回答されると、横浜刑務所に対し、ジュラルミンケースの準備が出来ていない旨回答するにとどまり、他にジュラルミンケースを早急に購入するための措置を講じることはなく、横浜刑務所に対し、ジュラルミンケース購入時期の目途を伝えることも、他の医療機関での検査を横浜刑務所に勧めることもなく、平成26年3月に一次検査からやり直すことを決め、同年4月1日、横浜刑務所で再度申立人の採血を実施することとなった。

前記3(2)のとおり、HIV感染症の最新の治療ガイドラインである「抗HIV治療ガイドライン」と「HIV感染症治療の手引き」によると、「抗HIV治療ガイドライン」では、「CD4数に関わらずすべてのHIV感染者に治療開始を推奨する。」とされ、平成24年4月当時の「HIV感染症治療の手引き」でも、「抗HIV療法はすべてのHIV感染者に推奨される。」とされており、社会一般の医療水準に照らすと、すべてのHIV感染者は、CD4数に関わらず、直ちに治療開始されなければ、適切な医療上の措置が講じ

られたことにはならない。

本件では、八王子医療刑務所は、遅くとも平成25年4月22日までには、申立人の一次検査の結果が陽性であることを把握していたにも関わらず、ジュラルミンケースの購入を失念し、申立人が直ちに治療開始する機会を奪った。

さらに、八王子医療刑務所の担当官は、ジュラルミンケース購入が人命にかかわる重要な事柄であるにも関わらず、ジュラルミンケースの購入を完全に失念し、購入を失念していたことに気付いた平成25年12月ころ以降も、早急にジュラルミンケースを購入するための措置を講じることはなく、横浜刑務所に対し、ジュラルミンケース購入時期の目途を伝えることも、他の医療機関での検査を横浜刑務所に勧めることもしなかった。

かかる八王子医療刑務所の対応は、著しい業務懈怠であり、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置を講じたとは到底いえない。

八王子医療刑務所が、申立人のために早期に二次検査を実施し、治療開始していれば、AIDS発症を回避できた可能性が否定できず、八王子医療刑務所による権利侵害の程度は深刻である。

上記のような八王子医療刑務所の対応は、申立人について、社会一般の保健衛生及び医療水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講じたとはいえないため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条に違反し、申立人の個人の尊厳(憲法第13条)及び生存権(憲法第25条)を侵害するものである。

第4 相当とする措置及び結論

当委員会の調査の結果、相手方横浜刑務所及び八王子医療刑務所において、申立人に対し、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置が講じられていたと認めることはできなかった。

本件においては、別紙警告書のとおり警告を行うのが相当である。

以上